

災害時に無償で物資を 提供していただけるかたを 募集します

地震などの大規模災害時には、地域が孤立することが想定されており、発災後しばらくの間は、地域で協力しながら、あるものだけでしのいでいかなければなりません。

原則として食料などの備蓄は、個人で準備することとしているほか、市でもある程度の備蓄を準備しています。しかし、避難所生活が長期に及ぶと不足してくる場合があります。その対策のため、市では「大規模災害時物資無償支援者登録制度」を創設しました。

総務課防災危機管理室 ☎ 25 1118

大規模災害時物資 無償支援者登録制度

この制度は、大規模災害時に食料などの物資を無償で提供していただけるかたを募集し、登録します。その後、登録者や登録内容について地域のみなさんへ公表して知っておいていただくことで、発災後に物資を活用できる体制を構築するものです。

なお、登録は無償で提供していただけるかたに限り、ご協力をお願いします。

対象者

大規模災害時に物資を無償で提供していただけるかた

応募方法

5ページの申請書に必要事項を記入の上、ファクスまたは電子メールにて送信していただくか、市役所本庁舎2階の総務課窓口まで直接提出してください。

なお申請書は市ホームページにも掲載しています。

応募期限

10月31日(金)

※応募期限を過ぎても随時受け付けます。

支援物資の例

・食料品(米・レトルト食品・パン・菓子類など)
・飲料水(缶・ペットボトル飲料など)
・アウトドア用品(ガスコンロ、発電機、毛布、テント、救急箱、燃料など)

※右記以外で無償提供していただける物資がありましたら、気軽に問い合わせてください。

制度イメージ

【個人の場合】

例えば、米を約30kg保管しているかたで、その米を無償で提供していただける場合、この制度に登録していただくと、市から地域のみなさんへ登録者情報を公表し、事前に災害時の物資支援の体制を構築

築できます。

【事業者の場合】

例えば、水産加工業者で大規模災害時の停電で商品が冷蔵保存できなくなり、その商品が無償で提供していただける場合、この制度に登録していただくと、市から地域のみなさんへ登録者情報を公表し、事前に災害時の物資支援の体制を構築できます。

問合せ・提出先

制度内容については、総務課防災危機管理室まで気軽に問い合わせてください。

☎ 25 1118

FAX 25 1138

✉ bosai@city.toba.nie.jp

みなさんのご厚意をお待ちしています。

登録までの流れ

- 1 応募していただいた内容をもとに、市で審査します。
- 2 審査通過者に、登録通知と登録証、登録シールを送付します。
- 3 書類が届きましたら、確認していただき、登録シールを玄関などの外から見える場所に貼ってください。
- 4 登録者情報を町内会・自治会などへ提供します。
- 5 登録者情報を市ホームページなどで公表します。(公表を希望するかたに限る)

様式第1号（第2条関係）

鳥羽市大規模災害時物資無償支援者登録・変更申請書

平成 年 月 日

（あて先）鳥羽市長 木田久主一 様

住所 〒 -
鳥羽市

申請者名
（登録番号）※変更申請のみ 号

鳥羽市大規模災害時物資無償支援者登録制度実施要綱第3条第1項の規定に基づき、（登録・変更）したいので届け出します。

個人・事業所	☐ 個人 ☐ 事業所（事業所名： ）			
電話番号（携帯電話番号）	- - （ - - ）			
メールアドレス	@			
FAX番号	- -			
市ホームページ 等への公表	☐ 希望する（公表内容：氏名、事業所名、支援内容） ☐ 希望しない			
物資無償支援の内容				
☐ 食料品 (例：米・レトルト食品・パン・菓子類等)	品名			
	数量			
☐ 飲料水 (例：缶・ペットボトル飲料等)	品名			
	数量			
☐ アウトドア用品 (例:ガスコンロ、発電機、毛布、テント、救急箱、燃料等)	品名			
	数量			
☐ その他	品名			
	数量			